【和訳】飲食サービスの食品安全監督管理弁法 (衛生部令第71号)

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「飲食サービスの食品安全監督管理弁法(衛生部令第71号)」は、飲食サービスの 監督管理を強化し、飲食サービスの各過程における食品安全を保障するため関連法規に 基づき制定。飲食サービスに従事する事業者又は個人は、本弁法を順守しなければなら ない。飲食サービス提供者は、法律法規、食品安全基準及び関連要求に基づき事業展開 し、社会及び公衆に対して責任を負い、食品の安全を保証、飲食サービスの食品安全に 責任を負う。

飲食サービスの食品安全監督管理弁法 (衛生部令第71号)

第一章 総則

- 第1条 飲食サービスの監督管理を強化し、飲食サービスの各過程における食品安全を保障するため、「中華人民共和国食品安全法」(以下、「食品安全法」と称する)、「中華人民共和国食品安全法実施条例」(以下「食品安全法実施条例」と称する)に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条 中華人民共和国国内で飲食サービスに従事する事業者又は個人(以下、「飲食サービス提供者」と称する)は、本弁法を順守しなければならない。
- 第3条 国家食品薬品監督管理局は、全国の飲食サービスの監督管理業務を主管し、地 方の各レベルの食品薬品監督管理部門は、当該行政区域内の飲食サービスの監 督管理の業務の責任を負う。
- 第4条 飲食サービス提供者は、法律法規、食品安全基準及び関連要求に基づき、飲食サービス活動に従事し、社会及び公衆に対して責任を負い、食品の安全を保証し、社会の監督を受け、飲食サービスの食品安全に責任を負う。
- 第5条 社会団体、基層群衆性自治組織が、飲食サービスの食品安全知識及び関連法律 法規の普及活動を行い、飲食サービスの提供者の食品安全意識を強化し、消費 者の自己保護能力を引き上げることを奨励し、技術サービス業務を発展させ、 飲食サービス提供者の食品安全管理レベルを促進させることを奨励する。 飲食サービス関連業界の協会は、業界の自律を強化し、飲食サービス提供者の 遵法経営を指導し、業界の誠意、信用の確立を推進し、飲食サービスの食品安 全知識を宣伝、普及するものとする。
- 第6条 飲食サービス提供者が、食品安全レベルを引き上げるため、先進技術及び先進的な管理規範を採用し、危害分析重要管理点(HACCP)システムを実施し、先進的な食品安全検査設備を配備し、自主的又は法定資格を有する機関で食品の

検査を行うことを奨励する。

第7条 如何なる組織及び個人も、飲食サービスの食品安全につき社会的監督を行い、 飲食サービス提供者による本弁法の違反行為を通報し、飲食サービス食品の安 全情報に関する情報を理解し、飲食サービスの食品安全業務につき意見、提案 を行う権利を有する。

第二章 飲食サービスの基本要求

- 第8条 飲食サービス提供者は法に従い「飲食サービス許可証」を取得するものとし、 許可範囲に基づき法に従い経営するとともに、飲食提供場所の目立つ位置に 「飲食サービス許可証」を掲示又は設置するものとする。
- 第9条 飲食サービス提供者は、健全な食品安全管理制度を設け、専門又は兼任の食品 安全管理者を配置するものとする。

業者が「飲食サービス許可証」を取り消された場合、「食品安全法」第92条の 規定に基づき、直接責任を負う主管者は、処罰決定日から5年間、飲食サービ ス管理業務に従事してはならない。

飲食サービス提供者は、本条前項に規定される管理業務の従事を禁止されている従業員を雇用してはならない。

第10条 飲食サービス提供者は、「食品安全法」第34条の規定に基づき、従業員の健康管理制度を実施し、従業員の健康記録ファイルを作成する。飲食サービス従業員は、「食品安全法」第34条第2項の規定に従い、毎年健康診断を行い、健康合格証を取得することにより業務に参加できる。

直接口に入れる食品の業務に従事する職員が「食品安全法実施条例」第23条が規定する、食品安全を阻害する疾病を罹患した場合、食品安全に影響のないその他の業務、職務へ異動させるものとする。

- 第11条 飲食サービス提供者は、「食品安全法」第32条の規定に従い、従業員に食品安全の研修に参加させ、食品安全の法律法規、基準及び食品安全の知識を学習させ、食品安全の責任を明確にし、研修の記録ファイルを作成し、食品の専門(兼任)安全管理者の食品安全に関する法律法規及び食品の安全管理に関する知識の研修を強化する。
- 第12条 飲食サービス提供者は食品、食品原料、食品添加物及び食品に関連する製品の 仕入検査及び「索証索票」(中国式トレーサビリティー)制度を設けるものと する。

飲食サービス提供者が、食品製造業者、卸売市場等で仕入れる場合、供給業者の関連許可証及び製品の合格証明等の資料を検査、要求し、保存するものとす

る。固定の供給業者又は供給元から仕入れる場合、供給業者又は供給元の資格 証明、各回の出荷リスト等を検査、要求し、保存するものとする。スーパー、 集合市場、個人経営の販売者等から仕入れる場合、仕入リストを要求し、保存 するものとする。

飲食サービス企業は、食品、食品原料、食品添加物及び食品に関連する製品の 仕入記録制度を設けるものとする。仕入記録には製品名称、規格、数量、生産 ロット番号、品質保証期間、供給業者名及び連絡方法、仕入日時等の内容を記 録し又は上述の情報の仕入証票を保管するものとする。

飲食サービス提供者は、製品種類、仕入時期の前後順序に従い仕入記録及び関連資料を整理し、適切に保管し、調査に備えるものとする。記録、証票の保管期間は2年を下回らない。

- 第13条 一元配送の経営方式を行う飲食サービス提供者は、企業の本部が仕入業者の許可証及び製品合格証の証明資料等を一元的に検査し、食品の仕入検査の記録を作成することができる。
 - 一元配送の経営方式を行う場合、企業の各店舗は、本部の一元的配送証票台帳を作成する。各店舗が自ら製品を仕入れる場合、本弁法第 12 条の規定を遵守参照する。
- 第14条 飲食サービス提供者は以下の食品を仕入れ、使用及び経営することを禁止する。
 - (1) 「食品安全法」第28条の規定が製造及び経営を禁止する食品
 - (2) 「食品安全法」第48条の規定に違反する食品
 - (3) 「食品安全法」第50条の規定に違反する食品
 - (4) 「食品安全法」第66条の規定に違反する輸入簡易包装食品
- 第15条 飲食サービス提供者は国家の関連規定及び食品安全基準に従い食品添加物を 仕入、保存及び使用するものとする。食品添加物は専用の食品棚等の設備に貯 蔵し、"食品添加物"の文字を標示し、適切に保管するとともに、使用台帳を 作成するものとする。
- 第16条 飲食サービス提供者は、国家食品薬品監督管理部門が制定する飲食サービスの 食品安全の実務規範を厳格に遵守する。飲食サービスは以下の要求を満たさな ければならない。
 - (1) 製造加工の過程で加工待ちの食品及び食品原料を検査する。腐敗、変質 又はその他感覚器官的に状況が異常なものは、加工又は使用してはなら ない。
 - (2) 食品原料の貯蔵場所、設備の清潔を保たなければならない。有毒、有害物品及び個人の生活品を置くことを禁止し、食品原料を分類、棚分け、

- 隔壁、隔離して貯蔵するとともに、定期的に検査し、変質又は品質保証 期間の切れたものは処分する。
- (3) 食品加工経営場所内外の環境の清潔を保持し、鼠、ゴキブリ、蠅及びその他有害昆虫又はその繁殖条件を排除する。
- (4) 定期的に食品の加工、貯蔵、陳列、消毒、清潔保持、保温、冷蔵、冷凍等の設備及び施設をメンテナンスし、測量機器を点検し、適時に手入れ、 洗浄し、正常な運用及び使用を確保する。
- (5) 実務作業員は良好な個人の衛生状態を保持するものとする。
- (6) 加熱加工食品は、完全に火を通さなければならない。冷蔵が必要な加熱 品は、冷却後に速やかに冷蔵し、直接口に入る食品及び食品原料又は半 製品は、分けて貯蔵し、半製品は食品原料と分けて貯蔵する。
- (7) 生食食品の製造は、専門職員による責任負担、専門個室での製造、専用 道具、専用消毒及び専用冷蔵の要求を満たす。
- (8) 飲食加工に使用する道具、設備は無毒無害でなければならず、標示又は 区分けを明確にするとともに、分離して使用するものとし、定位置に保 管し、使用後に洗浄し、清潔を保つこととする。直接口に入る食品の道 具、設備は使用前に消毒する。
- (9) 食器、食品器具は洗浄、消毒を要求に基づき行うとともに、専用のクリーン施設内で貯蔵し、未洗浄及び未消毒の食器、食品器具は使用しない。 集中消毒企業が供給する食器、食品器具を購入、使用する場合、その経営資格を検査するものとし、消毒合格の証明書を要求する。
- (10) 食品原料の運送道具及び設備、施設は清潔を保つものとし、必要に応じて消毒する。運送時に保温、冷蔵(冷凍)する食品は必要に応じ、提供する食品の種類、数量に適する保温、冷蔵(冷凍)の施設、設備を保有する。
- 第17条 食品薬品監督管理部門が、法に基づきサンプリング検査を行う場合、サンプリング検査を受ける飲食サービス提供者は、サンプリング検査業務に協力するものとし、サンプリング検査を受ける商品の仕入元、数量、保存場所、貯蔵量、販売量、関連証票等の情報を事実に即して提供するものとする。

第三章 食品安全事故処理

第18条 各レベルの食品薬品監督管理部門は、当該レベルの人民政府の食品安全事故応 急対策案に基づき、当該部門の対策案実施細則を制定し、職能に沿った飲食サ ービスの食品安全事故の応急措置業務を行う。

第19条 食品薬品監督管理部門が、日常の監督管理において食品の安全事故を発見した 場合又は食品安全事故に関する通報を受けた場合、即時に事実確認を行うもの とし、初歩的な事実確認で食品安全事故と判断した場合、即時に同レベルの衛 生行政、農業行政、工商行政管理、品質監督等の関連部門に通報するものとす る。

食品安全事故発生時に、事故発生地の食品薬品監督管理部門は、現地の同レベル人民政府の指導の下、速やかに対応し、事態の進展をコントロールする措置を採り、法により処置し、関連規定に基づき、速やかに上級食品薬品監督管理部門へ報告するものとする。

- 第20条 県レベル以上の食品薬品監督管理部門は、関連規定に基づき飲食サービス食品の安全事故調査を行う場合、関連の飲食サービス提供者に対し、食品安全事故に関連する状況を理解するため、飲食サービス提供者に関連資料及びサンプルを要求する権利を有するとともに、以下の措置を採るものとする。
 - (1) 食品安全事故又は食品安全事故を引き起こす可能性のある食品及び原料を密封するとともに、即時検査を行う。
 - (2) 汚染された食品道具及び用具を密封するとともに、洗浄、消毒を命じる。
 - (3) 検査の結果、汚染された食品に属するものは、監督し、廃棄する。未汚染の食品は密封を解くものとする。
 - (4) 法に基づき食品安全事故及びその処理状況を公布するとともに、発生し 得る危険につき解釈、説明を行う。
- **第21条** 飲食サービス提供者は、食品安全事故の対応策を策定し、各種食品安全の防止 措置の実施状況につき定期的に検査し、食品安全事故のリスクを随時排除する。
- 第22条 飲食サービス提供者は、食品安全事故が発生した場合、即時に、食品安全事故を引き起こした又は引き起こす可能性のある食品、原料、道具、用具、設備、施設及び現場を封鎖し、2時間以内に所在地の県レベル人民政府衛生部門及び食品薬品監督管理部門に報告するとともに、関連監督管理部門の要求に従い、コントロール措置を採る。

飲食サービス提供者は食品安全監督管理部門に協力し、食品安全事故の調査、 処理に協力し、要求に基づき関連資料及びサンプルを提供するものとし、拒否 をしてはならない。

第四章 監督管理

第23条 食品薬品監督管理部門は、飲食サービスの経営規模に基づき、飲食サービスの 食品安全の監督管理量をレベル、分類別にした管理制度を設けることができる。

食品薬品監督管理部門は社会監督員を招へいし、飲食サービスの食品安全監督に協力させることができる。

- 第24条 県レベル以上の食品薬品監督管理部門が、食品安全監督の職責を履行時に、当該管轄区の管轄に属さないものを発見した場合、速やかに管轄権を有する食品薬品監督管理部門へ移送する。移送を受けた食品薬品監督管理部門は、移送された案件の処理状況につき案件を移送してきた食品薬品監督管理部門へ速やかにフィードバックするものとする。
- 第25条 県レベル以上の食品薬品監督管理部門が、相談、クレーム、通報を受けた場合で、当該部門の管轄に属するものは、受理し、速やかに事実確認、処理、回答するものとする。当該部門の管轄に属しないものは、書面通知するとともに、管轄権を有する部門へ処理を移送する。

飲食サービス提供者が食品安全基準及び関連要求に合致しない食品原料又は 食用農産物、食品添加物、食品関連製品を使用していることを発見した場合で、 その原因がその他の食品製造経営者又は食用農産物生産業者の各流通過程に おけるものでない場合、速やかに当該レベルの衛生行政、農業行政、工商行政 管理、品質監督等の部門に通報するものとする。

- **第26条** 食品薬品監督管理部門は職責履行時に、「食品安全法」第77条規定の措置を採 る権利を有する。
- **第27条** 食品安全監督検査員が飲食サービス提供者に対し監督検査を行う際は、以下の 内容を重点的に検査する。
 - (1) 飲食サービス許可の状況
 - (2) 従業員の健康証明、食品安全知識の研修及び記録ファイルの作成状況
 - (3) 衛生環境、個人の衛生、食品用道具及び設備、食品容器及び包装材料、 衛生設備、工程の状況
 - (4) 飲食の加工製造、販売、サービスの過程における食品の安全状況
 - (5) 食品、食品添加物、食品に関連する製品の仕入検査及び中国式トレーサビリティー制度の実施状況、食品安全事故の応急措置制度及び実施状況
 - (6) 食品原料、半製品、完成品、食品添加物等の感覚性状、製品表示、説明 書及び貯蔵条件
 - (7) 食器、飲食容器、食品用道具及び直接口に入れる食品の容器の洗浄、消 毒及び清潔の状況
 - (8) 用水の衛生状況
 - (9) その他、重要検査が必要な状況
- 第28条 食品安全監督検査員が監督検査を行う場合、2名以上の人員が共同参加し、法 に従い現場検査の筆記記録を作成する。筆記記録は双方が確認の上署名する。

監督検査を受けたものが署名を拒否した場合、理由と関連状況を注記し、同時 に記録時に同席していた職員の氏名、職務等を記録する。

- 第29条 県レベル以上の食品薬品監督管理部門は、当該管轄区の飲食サービスの各流通 過程におけるサンプリング調査業務の責任を負う。これに係る経費は地方財政 から支出する。
- 第30条 食品安全監督検査員は、認定された食品安全高速測定技術を使用し、高速測定を行い、食品安全基準及び関連要求に合致しない食品、食品添加物及び食品関連製品を迅速に発見し、調査することができる。現場で高速測定技術を使用して発見、調査した結果は直接に法的根拠とすることはできない。初期調査の結果で、食品安全基準及び関連要求に適合しない可能性がある食品であることが判明した場合、「食品安全法」の関連規定に従い検査を行う。

高速測定の結果、食品安全基準及び関連要求に適合しない可能性があると判明 した場合、飲食サービス提供者は、実情に基づき食品安全保障措置を採らなけ ればならない。

第31条 食品安全監督検査員はサンプル採取する際には、サンプリング計画及びサンプル採取手順に従い行わなければならず、サンプリングを記録しなければならない。サンプリング検査は製品サンプルを購入するものとし、検査費及びその他の如何なる費用も受領してはならない。

食品安全監督検査員は、当該サンプルを資格を有する検査機構に速やかに送達 するものとする。

- **第32条** 食品検査機関は、検査目的及び検査要求に基づき、食品安全の関連基準及び規 定の検査方法にて検査を行い、期限通りに合法の検査報告を発行する。
- 第33条 検査結果に異議がある場合、異議を有する者は検査結果の通知書の受領日から 10日以内に、サンプリング検査を実施した食品薬品監督管理部門へ書面にて再 検査を申請することができる。期限内に申請しない場合には、当該権利を放棄 したものとみなす。

再審査業務は関連部門が共同で公布した再審査業務を担当する食品検査機関 により行われるものとする。

再審査機関は、再審査申請者が自ら選択する。再審査機関は初回の検査機関と 同一機関であってはならない。再審査機関が発行した再審査の結論を最終的な 検査結論とする。

再審査の費用負担は、「食品安全法実施条例」第35条の規定に基づく。

第34条 食品薬品監督管理部門は、管轄区内の飲食サービス提供者の食品安全の信用記録ファイルを作成し、許可の発行及び変更状況、日常の監督検査の結果、違法行為の調査等の状況を記録するものとする。食品薬品監督管理部門は、食品サ

ービスの食品安全の信用記録ファイルに基づき、信用記録が不良な飲食サービス提供者を重点的に監督管理する。

食品安全の信用記録ファイルの形式及び内容は、省レベル食品薬品監督管理部 門が、現地の実情に基づき、具体的な規定を定める。

- 第35条 食品薬品監督管理部門は、「飲食サービス許可証」を取り消した事情を7日以内に同レベルの工商行管理部門へ通報する。
- 第36条 県レベル以上の食品薬品監督管理部門は、法に基づき以下の日常監督管理情報 を公表する。
 - (1) 飲食サービスの行政許可の状況
 - (2) 飲食サービスの食品安全監督検査とサンプリング調査の結果
 - (3) 調査により判明した飲食サービス提供者の違法行為の状況
 - (4) 飲食サービスの特別検査の業務状況
 - (5) その他、飲食サービス食品の安全、監督管理情報

第五章 法律責任

- 第37条 許可を得ることなく飲食サービス従事したものは、食品薬品監督管理部門が 「食品安全法」第84条の規定に基づき、処罰を行う。以下のいずれかの状況 は、「飲食サービス許可証」の未取得として調査、処分する。
 - (1) 飲食サービスの経営場所、許可種類、注記内容を勝手に変更したもの
 - (2) 「飲食サービス許可証」の有効期間が切れた状態で引き続き飲食サービ スに従事しているもの
 - (3) 譲渡、改ざん、賃貸、転売、貸出された「飲食サービス許可証」又は、 その他の形式で非合法に取得した「飲食サービス許可証」を使用し、飲 食サービスに従事しているもの
- 第38条 飲食サービス提供者に以下のいずれかの状況がある場合、食品薬品監督管理部 門は「食品安全法」第85条の規定に基づき処罰する。
 - (1) 食品でない原料を使用して食品を製造、加工したとき又は食品添加物以外の化学物質及びその他の人体の健康に危害を及ぼす可能性のある物質を添加したとき又は回収された食品を原材料として食品を製造、加工したとき
 - (2) 病原性の微生物、残留農薬、残留獣薬、重金属、汚染物質及びその他人 体の健康に危害を及ぼす物質の含有量が食品安全基準の制限量を超過し ている食品を扱ったとき

- (3) 栄養成分が食品安全基準に適合しない食品を、幼児又はその他特定集団 専用の主要・補助食品として扱ったとき
- (4) 腐敗・変質した、油脂酸化した、カビ及び虫の発生した、汚染された、 不潔な、異物混入した、偽物・粗悪品の混入した又は、感覚器官的に異 常な食品を販売したとき
- (5) 病死、毒死又は、死因不明の家禽・家畜・獣類、水産動物の肉類及びその製品を扱ったとき
- (6) 動物衛生監督機関の検疫を経ていない又は検疫不合格の肉類、未検査又は検査不合格の肉類製品を扱ったとき
- (7) 品質保証期間が切れた食品を扱ったとき
- (8) 疾病予防等の特殊な必要性により国家が禁止した食品を扱ったとき
- (9) 関連部門が食品安全基準に満たない食品につき回収命令又は、取扱い停止を命令した後も、回収又は取扱い停止を拒否したとき
- (10) 飲食サービス提供者が違法に経営条件を変更し、重大な悪影響をもたらしたとき
- 第39条 飲食サービス提供者に以下のいずれかの状況が発生した場合、食品薬品監督管理部門は「食品安全法」第86条の規定に基づき処罰する。
 - (1) 包装材料、容器、運搬道具等により汚染した食品を取扱い又は使用したとき
 - (2) 無標示及びその他「食品安全法」、「食品安全法実施条例」の標示、説明 書の規定に適合しない簡易包装食品、食品添加物を取扱い又は使用した とき
 - (3) 薬品を添加した食品を取扱ったとき
- **第40条** 本弁法第 10 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 16 条第 (2)、(3)、(4)、(8)、(9) 号の関連規定に違反した場合、「食品安全法」第 87 条の規定に基づき処罰する。
- 第41条 本弁法第 22 条第 1 項の規定に違反した場合、食品薬品監督管理部門が「食品 安全法」第 88 条の規定に基づき処罰する。
- 第42条 本弁法第 16 条第 10 項の規定に違反した場合、食品薬品監督管理部門が「食品 安全法」第 91 条の規定に基づき処罰する。
- 第43条 飲食サービス提供者が本弁法第9条第3項の規定に違反した場合、食品薬品監督管理部門が「食品安全法」第92条第2項の規定に基づき処罰する。
- 第44条 本弁法にいう違法所得とは、「食品安全法」、「食品安全法実施条例」等の食品 安全法律法規及び規則の規定に違反し、飲食サービス活動に従事し取得した、 関連する営業性収入を指す。

- 第45条 本弁法にいう商品金額とは、飲食サービス提供者が取り扱った食品の市場価格 の総額を指す。この内、原料及び食品添加物は仕入価格で計算し、半製品は原 料価格で計算し、完成品は販売価格で計算する。
- 第46条 飲食サービス食品の安全監督管理の執行において、「食品安全法」第85条、第86条、第87条を適用する際の「情状の特に重いもの」には以下の状況を含むがこれらに限らない。
 - (1) 連続した12ヶ月の内に2回以上の比較的高額な罰金を科された場合又は 連続した12ヶ月の内に1度営業停止の行政処罰を受けた場合。
 - (2) 社会に重大な影響を及ぼした又は死亡例等の深刻な結果が生じた場合
- 第47条 飲食サービス提供者が自主的に違法行為による悪影響を排除又は軽減した場合又はその他法定の情状がある場合、法に従い処罰を軽減する。
- 第48条 「食品安全法」、「食品安全法実施条例」等の食品安全に関する法律法規に同時 に違反する事案で、二種類以上の行政処罰を与える違法行為がある場合、食品 薬品監督管理部門がそれぞれにつき裁量し、処罰を加算するものとする。
- 第49条 食品薬品監督管理部門が営業停止、「飲食サービス許可証」の取消、高額な罰金等の行政処罰を与えるときはその決定前に、当事者は尋問を要求する権利があることを告知しなければならない。

当事者が尋問を要求する場合、食品薬品監督管理部門は尋問を実施するものとする。

当事者が処罰決定に不服がある場合、行政不服審査の申請又は行政訴訟を提起することができる。

第50条 食品薬品監督管理部門が関連法律法規に規定される職責を履行しない場合又 は職員が職権濫用、職務怠慢、私利私欲を貪る場合、食品薬品監督管理部門は 法に基づき関連責任者又は直接責任者に対し、過失の記録又は降格処分を行う。 重大な結果を招いたものは、懲戒免職処分にする。主要責任者は引責辞任させ るものとする。

第六章 付則

- 第51条 省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門は、現地の実際の状況に基づき、 本弁法の規定に基づき実施細則を制定することができる。
- 第52条 国境地帯の範囲内にある飲食サービス活動の監督・管理は、出入国検査検疫機関が「食品安全法」、「中華人民共和国国境衛生検疫法」及び関連行政法規の規定に基づき実施する。

第53条 水上運輸における飲食サービス提供者の食品安全管理は、出発地、経由停泊地 又は到着地の何れの食品薬品監督管理部門も均しく検査監督を行う権利を有 する。

鉄道運輸における飲食サービスの監督管理は、本弁法を参照する。

第54条 本弁法は 2010 年 5 月 1 日から施行し、衛生部が 2000 年 1 月 16 日に公布した 「飲食業食品衛生管理規則」は同時に廃止する。